

平成27年度 第9回千葉県環境影響評価委員会 会議録

1 日 時

平成28年2月5日（金） 13時30分から15時50分まで

2 場 所

千葉県文化会館別館聖賢堂第1、第2会議室

3 出席者

委員：吉門委員長、齋藤副委員長、  
石川委員、前田委員、工藤委員、重岡委員、野村委員、近田委員、  
松藺委員

事務局：環境生活部 大竹次長  
環境政策課 冨塚課長、江利角副課長、田中班長、伊藤主査、  
小島主査、東副主査、宮澤副主査  
廃棄物指導課 石崎室長、坂元主査、川股副主査、鈴木技師

傍聴人：9人

4 議題

- (1) 君津環境整備センター第Ⅲ期増設事業に係る環境影響評価準備書について  
(答申案)

5 結果概要

- (1) 君津環境整備センター第Ⅲ期増設事業に係る環境影響評価準備書について  
(答申案)

事務局から資料1～5について説明が行われ、論点整理資料（資料4）及び答申案（資料5）を基に、答申案に関して審議が行われた。

審議の結果、答申案の内容を一部修正したものを答申とすることとして、結審した。

審議等の詳細については別紙のとおり。

[資料]

- 資料 1 : 君津環境整備センター第Ⅲ期増設事業に係る環境影響評価手続の状況等について
- 資料 2 : 君津環境整備センター第Ⅲ期増設事業に係る環境影響評価準備書  
前回委員会及びその後に寄せられた質疑・意見に対する事業者の見解
- 資料 3 : 市長意見の提出状況（君津環境整備センター第Ⅲ期増設事業に係る環境影響評価準備書）
- 資料 4 : 答申案審議に向けた論点整理（君津環境整備センター第Ⅲ期増設事業に係る環境影響評価準備書）【委員限り】
- 資料 5 : 君津環境整備センター第Ⅲ期増設事業に係る環境影響評価準備書について（答申案）

## 【別紙】

### 1 開会挨拶要旨（大竹環境生活部次長）

本日、審議いただく案件は、前回に引き続き君津環境整備センター第Ⅲ期増設事業に係る環境影響評価準備書である。前回の委員会では、答申案作成に向けての論点整理のたたき台として、各委員の意見や事務局の意見を整理した資料を示したところである。

今回、君津市長から提出された意見及び前回委員会での意見を加え、論点整理の修正を行った。また、論点整理を基に、答申案についても事務局において作成したことから、併せて御審議願いたい。

委員の皆様には専門的な見地から、御意見をいただけるよう、よろしく願います。

### 2 議事

#### (1) 君津環境整備センター第Ⅲ期増設事業に係る環境影響評価準備書について (答申案)

事務局から、環境影響評価手続きの状況（資料1）の説明及び前回委員会及びその後に寄せられた質疑・意見に対する事業者の見解（資料2）について、前回の委員会から追加された点について説明が行われた。次に、市長意見の提出状況（資料3）について、新たに提出された君津市長の意見の説明が行われた。

論点整理資料（資料4）、答申案（資料5）については以下のとおり説明があり、その後、答申案の内容について審議が行われた。

#### (事務局)

資料4は、前回委員会の同資料に、先に説明した君津市長意見及び前回委員会での意見を踏まえて、追加修正を加えたものになっている。

前回からの修正箇所については、赤書、青書で示している

1 全般的事項は、この内容から答申案の前文を作成するものである。

2 事業計画にかかわる事項から13その他までの各論部分については、今回、新たに環境影響評価の実施を求める項目や環境保全措置の再検討を求める項目等は知事意見となる答申に分類し、今後評価書に根拠の追記を求める項目等は部長意見となる指導事項に分類している。

前回委員会で示した内容からの変更点を中心に説明を行う。

1 全般的事項について、(3) その他①に文言の追記と修正をし、「第Ⅰ埋立地で保有水が堰堤から越流する事故が発生しており、改善は図られたものの、現在も保有水の水位が管理水準を超えている状態であること。」とした。

2 事業計画にかかわる事項については、(1) 覆土置き場に関して、事務局で文言を修正し、「新たに設置する覆土置場及び第3 防災調整池について、工事概要等を明らかにするとともに、御腹川源流部に生息・生育する生物への影響を検討した上で、必要に応じて環境影響評価を実施すること。」とした。

2 ページの(2) 緑化計画については修正はない。(3)、(4)、(5) は、君津市長の意見を踏まえて今回新たに追加した内容となる。

(3) は浸出水処理施設の計画排水水質の見直しを求める意見があったことから、「本計画で設定した浸出水処理施設の計画排水水質について、算定根拠を明らかにするとともに、更なる環境保全措置を検討するなど、放流先への影響をできる限り回避・低減すること。」とした。

(4)、(5) については、浸出水処理施設の能力、調整槽及び防災調整池の容量の設定について、50 年確率の降雨強度式での再検討を求める意見があったことから、(4) 「浸出水処理施設の能力及び調整槽の規模について、降雨強度式による確認結果を追記すること。」、(5) 「防災調整池の容量設定に用いた降雨強度式等について、第Ⅱ期増設事業と異なる理由及び安全側の設定である根拠を追記すること。」とし、それぞれ追加した。

3 大気質にかかわる事項に修正はない。

4 水質にかかわる事項については、事務局で修正を行い、「浸出水処理水の排水による水稻の生育に対する影響について、予測に用いた御腹川の流量を年平均値としているが、渇水期における流量減少に伴う塩分濃度等の上昇も考慮した措置を講ずること。」とした。

5 水文環境にかかわる事項については、前回委員会の委員からの意見を踏まえ、水文地質の文言を追加し、「作成した水文地質断面図等について、根拠とした文献を明らかにするとともに、事業実施区域周辺の飲料用井戸等の地下水位及び地下水質への影響について、水文地質及び地下水流動の観点からも予測、評価を行うこと。」と修正した。

6 悪臭にかかわる事項(1) について修正はない。(2) のガス抜き管から漏出する悪臭の影響について、定量的な予測結果を行った項目の環境基準との整合の評価について、定量的な予測結果を踏まえた内容となっていない箇所があることから、定量的な予測結果を踏まえた内容に修正をする必要がある旨を事務局で追加することとし、「ガス抜き管から漏出する悪臭の影響における基準との整合の評価について、定量的な予測結果を踏まえた内容に修正するとともに、高濃度発生時についても、定量的な予測を行うこと。」に修正した。

7 植物にかかわる事項については、前回の資料では(1) と(2) の内容が重複しているため、事務局で再度整理して一つにまとめ、(1) 「植物の分布状況には不確実性が伴うことから、事業の実施に当たっては、重要な種について、

改めて現地での確認を行うこと。また、確認された重要な種については、第Ⅱ期増設事業で行った移植の結果を参考にするとともに、専門家の意見等を踏まえて環境保全措置を講ずること。」に修正した。

(2)、(3)には特に修正はない。なお、(3)はウリハダカエデ、ヤマカシユウの同定が間違っている可能性があることから、まずは同定の確認を行う必要があるとの趣旨であるため、指導事項としている。

8 動物・生態系にかかわる事項について、(1)は7植物にかかわる事項と同様に「動物の分布状況には不確実性が伴うことから、事業の実施に当たっては、重要な種について、改めて現地での確認を行うこと。」とした。

(2)について修正はない。

9 陸水生物・生態系にかかわる事項については、2行目に「当該」支流として、支流の前に「当該」の文言を追加した。

10 人と自然との触れ合いの活動の場にかかわる事項、11 廃棄物にかかわる事項について修正はない。

12 監視計画にかかわる事項について、(1)水質及び水文環境の調査期間に関して、最終処分場は安定化するまでの間、地下水のモニタリングを行うことが廃棄物処理法で規定されているため、水文環境については削除した。また、調査期間については、準備書において浸出水の水質が6年目に最も悪化すると想定しているため、その期間を含むように設定することとしていたが、6年目とは、あくまでも一般廃棄物の最終処分場の事例を基としており、本事業においては、既設の最終処分場における水質測定の実績があることから、「既設の埋立地における実績を基に、浸出水の水質が最も悪化すると想定される期間を含めて設定すること。」と修正した。

(2)は前回の委員会での意見を踏まえて文言を追加し、「水文環境に係る調査について、地下水モニタリング井戸の諸元及び選定理由を明らかにするとともに、本事業は地下水が涵養される最上流部で実施することから、あらかじめ想定可能な地下水保全対策を盛り込んだ計画とすること。」に修正した。

(3)、(4)について修正はない。

13 その他について、(1)、(3)に修正はない。(2)については、維持管理の状況等に加えて、処分場の構造上の改善内容や安全対策の文言を追加し、「地域住民などに対し、維持管理の状況等に加え処分場の構造上の改善内容や安全強化対策についても、積極的に情報公開を行うとともに、丁寧かつ適切な説明を行うこと。」に修正した。

以上が資料4の説明となる。

資料5 答申案について、別紙の答申案の前文は資料4の1 全般的事項の内容を基に作成している。記書き以降の内容は、資料4 論点整理の答申に分類した

項目をそのまま記載しているので、説明は省略する。

資料4、資料5の説明は以上となる。

#### 【審議】

(委員)

答申案の前文で事業特性の記載がされており、埋立地の存在そのもの及びそれに接続する流域に関しての記載に限られているが、搬入あるいは工事に際して多数の車両を使用することに関して加えたほうが良いのではないか。

答申案の3ページの人と自然との触れ合いの活動の場にかかわる事項で、車両に関する記載があることから事業の範囲と判断され、影響範囲としても集落や道路の範囲に及ぶことを加えることが必要と思う。

(委員)

今の御意見について、事務局で内容を検討願いたい。

(委員)

答申案の10監視計画にかかわる事項について、前回委員会で示された論点整理から修正が入り、修正前は6年目に最も水質が悪化するとしていたが、どのような調査に基づくものだったのか、また、今回の修正は修正前とどのように違うのか、確認したい。

(事務局)

本件の準備書で、6年目に最も水質が悪化するとした根拠となっているのは、全国都市清掃会議がまとめている資料を基に設定している。資料の中で、一般廃棄物の不燃物の最終処分場では稼働後6年目で最も水質が悪化しているケースが多いことを基に、準備書では6年目としている。

しかし、事業者が埋立する廃棄物は、いわゆる一般廃棄物の不燃物とは異なり、燃えがらや汚泥などが多くなっているため、6年目という考えを事業者の処分場に適用することは難しいと考えられた。

事業者は、第Ⅰ期、第Ⅱ期の2つの処分場を実際に稼働させていることから、その実績を基に、最も水質が悪化する時期を推定した上で、その時期を含む期間で事後調査を行うことを求めている。

(委員)

資料4の1全般的事項の内容が答申案の前文となるとの説明であったが、(3)その他①に当たる部分は前文に含まれていない。修正等もされている内容だが、

前文に入れないのか。

(事務局)

資料4 論点整理の(3) その他①に係る内容は、第Ⅲ期増設事業に係る内容ではないため、前文には盛り込んでいない。

その代わりに、知事意見には含まれないが、部長意見として通知するため、論点整理のその他(2)を修正し、第Ⅰ期、第Ⅱ期を含めて、どのように管理を行うのか、また、改善対策を行っているのか、しっかりと説明されるように指導事項とした。

(委員)

答申案の2ページの4 悪臭にかかわる事項について、「ガス抜き管から漏出する悪臭の影響における基準との整合の評価について…」とあるが、他の項目と比べて文言が読み取り難く感じる。文言をもう少し明確にした方が良い。

例えば、「ガス抜き管から漏出する悪臭の影響について、基準との整合の評価を定量的な予測結果を踏まえた内容に修正するとともに…」とするなど、主語を「影響」だけにした方が他との整合が取れると思う。

また、資料4 論点整理で「ガス抜き管から漏出する悪臭の程度について、拡散式による定量的な予測を大気安定度 A と D のみで行った根拠」となっており、これまでの委員会で大気安定度 B の評価結果も事業者から説明を受けたと思うが、これについて省いた理由は何か。

悪臭防止法においては、大気拡散式は B で行うことが多いことから、A、B、D と入れておいた方がよいと思われる。

(事務局)

資料4 論点整理の当該項目は、なぜ大気安定度 A と D だけで予測を行ったのかを確認する主旨であった。

いただいた御意見を基に、事務局において文言を修正することとしたい。

(委員)

資料2について、13ページの③敷地境界濃度での影響の程度で、「大気安定度Dでは最も濃度の高かった敷地境界の予測地点1で 0.206ppm と予測されており、その濃度は添付資料①の表からは「嗅覚の限界」程度の値となっている」とあるが、実際には添付資料①を見ても「嗅覚の限界」程度とはなっていない。事業者の見解であることから、表現の確認をした方が良い。硫化水素は非常に感度が高いので、0.2ppm あれば非常に臭い状況と思われる。

(委員)

答申案の3水文環境にかかわる事項について、前回委員会で委員からの意見が多く出ていたと思うが、意見を出した委員には当該項目の内容について了解をいただいているのか。

(事務局)

当該項目の内容について、委員から特段に意見は寄せられていない。

補足として、前回委員会では、フェイルセーフ等に係る意見をいただいているが、これについては論点整理の12監視計画(2)で取り込んで整理をしている。

アセスメントであることから、あまり「たれば」の表現は良くないと考え、「本事業は地下水が涵養される最上流部で実施することから、あらかじめ想定可能な地下水保全対策を盛り込んだ計画とすること。」と整理させていただいた。

(委員)

資料3の君津市長意見の5計画排水の水質について、表を見ると基準への適合は別として、相対的悪化が述べられている。担当分野外ではあるが、数値を見ると、相対的悪化は大きいように思えるが、水質の分野の委員としてはどのように思われるか。

(委員)

まず、委員の御指摘の部分について、答申案ではどの部分に反映させているのか、事務局に確認したい。

(事務局)

資料5答申案の1事業計画にかかわる事項(3)で「本計画で設定した浸出水処理施設の計画排水水質について、算定根拠を明らかにするとともに、更なる環境保全措置を検討するなど、放流先への影響をできる限り回避・低減すること。」として盛り込んでいる。

(委員)

第Ⅱ期、第Ⅲ期の水質の変化に関して直接的には書いていないが、計画排水水質について可能な限り低減するよう求めることで、含んでいるということが良いか。

(事務局)

そのとおりとなる。

(委員)

まず、排水の基準が守られているのかどうか、さらに、その結果出てくる排水によって、水環境中の水質に悪化が見られるかどうかポイントとなる。

今回の計画を見ると、濃度としては高くなる、項目によっては10倍になる項目もあるので気になるところではあるが、排水の基準は満足しているとの説明はそのとおりであると思う。

一方、出てきた排水については、これまでの委員会では窒素と塩化物イオンについて議論してきたが、受入側の流量との関係による希釈の状況が重要となり、それにより環境影響が変わってくると思われる。

その意味で、代表的なものとして窒素と塩化物イオンについて検討していただいた。

これまでの委員会の中でも意見させていただいたとおり、濁水期等でどれくらいの濃度になるかも含めて、十分な検討がされているとは思えない。

しかし、水質の監視はしっかりとすることと、監視計画についての説明もあり、事業者に対する県の指導も含めた上で、担保できるものと考えられる。

(委員)

最初に指摘のあった、前文への車両に係る文言の追記について、事務局で検討いただけたか。

(事務局)

前文への工事用車両及び搬入車両に関する記載については、林道坂畑線を使用し、1日当たり最大で150台が通るとのことから、この点について事業特性として追加することとしたい。

実際の文章表現については、事務局で案を作成の上、各委員に意見を照会させていただきたい。

(委員)

他、悪臭に係る部分についてはどうか。

(事務局)

先ほど委員から提案のあったとおり、「ガス抜き管から漏出する悪臭の影響について、基準との整合の評価を定量的な予測結果を踏まえた内容に修正するとともに…」との形に修正させていただきたい。

(委員)

答申案は、網羅的にほとんどの項目に触れられていると思われる。各委員に確認いただき、抜けている内容もこれ以上はないと思われるので、以上で検討を終わりたいと思う。

本日御指摘のあったことについて修正したものを、答申として決定する。

事務局で修正した答申案を作成の上で、後日、メール等で各委員に送付し了解を得ることとする。

以上で、本日の議題を終了とする。

**【傍聴者退出】**